

# 規模要件引き下げ

25年3月末まで 民間都市再生事業 国交省

国土交通省は、都市再生緊急整備地域の都市開発を対象とする「民間都市再生事業計画制度」について対象事業の規模要件を引き下げる特別措置を2025年3月末まで延長する。3月末に期限切れとなる特例では、教育文化施設と複合化した都市開発に関して、認定対象の規制要件緩和している。

民間都市再生事業計画制度は、都市再生特別措置法に基づき、認定を受けた民間都市再生事業が金融支援や税制支援を受けるようにする。教文施設、医療施設、社会福祉施設への特例措置は、都市再生特別措置法に基いて、認定を受けた民間都市再生事業が金融支援法施行令を3月末に改正する。

都市再生特別措置法では、「滞在快適性等向上施設について、新型コロナウイルスの感染予防を目的とする屋外の電源設備、給排水、冷暖房など」を対象とする「民間都市再生事業の規模要件を引き下げる特別措置」を2025年3月末まで延長する。

西武HDは10日、同社グループが国内で保有するホテル、レジャー事業の一社であるGICに本協定書を締結したと発表した。対象はホテルやスキー場、ゴルフ場などを31施設。道内分は札幌プリンスホテルなど8施設が含まれる。譲渡価格は1500億円を見込む。売買契約の締結は5月、資産譲渡の実行は9月。

西武HDは、グループが继续保有する。

西武HDは、グループが继续保有する。